

山辺町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
21年度	人 15,376	千円 4,878,886	千円 276,936	千円 1,020,374	% 20.9	% 23.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 113	千円 463,565	千円 65,224	千円 183,018	千円 711,807	千円 6,299	千円 5,854

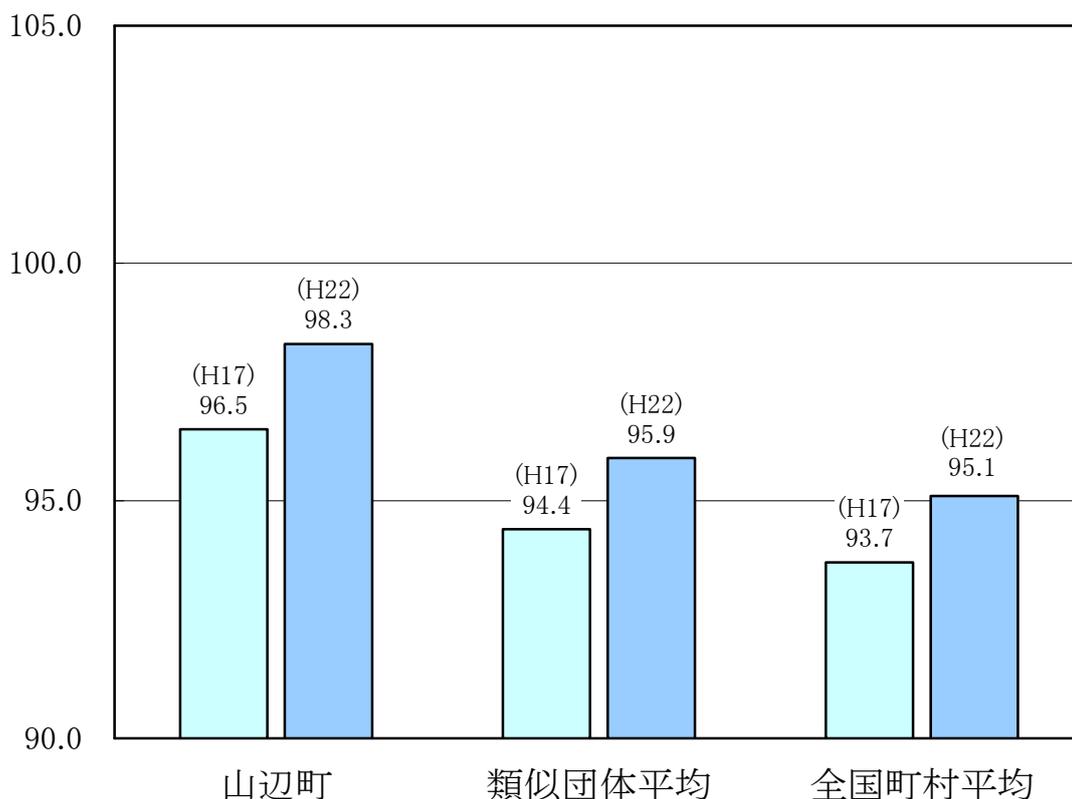
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成 21 年 4 月 1 日現在の人数である。

(3) 特記事項

- ・ 特別職の給料月額削減（町長 20%、副町長 10%、教育長 8%）
- ・ 一般職の給料月額削減（平成 22 年 12 月まで 1.0%）
- ・ 職員手当のうち管理職手当を削減（平成 23 年 3 月まで 15%）

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（平成22年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600				
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600				

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山辺町	43.6 歳	337,700 円	385,599 円	362,108 円
山形県	43.9 歳	351,400 円	426,400 円	379,300 円
国	41.9 歳	325,579 円	—	395,666 円
類似団体	43.3 歳	324,189 円	369,669 円	351,838 円

②技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
山辺町	45.3 歳	17 人	321,500 円	339,134 円	335,182 円	—	—	—	—
うち運転技士	44.3 歳	4 人	314,500 円	330,612 円	314,177 円	自動車運転手	46.1 歳	175,500 円	1.88
うち業務員	46.3 歳	8 人	328,000 円	351,710 円	347,956 円	用務員	53.8 歳	213,600 円	1.65
うち調理員	48.9 歳	4 人	347,600 円	368,598 円	368,598 円	調理師	38.7 歳	205,800 円	1.79
山形県	43.4 歳	564 人	318,900 円	357,400 円	340,500 円	—	—	—	—
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	—	322,291 円	—	—	—	—
類似団体	48.3 歳	13 人	283,952 円	305,811 円	296,791 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
山辺町	—	—	—
うち運転技士	5,383,000 円	2,353,600 円	2.29
うち業務員	5,750,500 円	3,008,200 円	1.91
うち調理員	6,048,900 円	2,764,800 円	4.38

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成 19～21 年の 3 ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を 1.2 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 22 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区 分		山 辺 町	山 形 県	国
一般行政職	大 学 卒	170,478 (172,200) 円	172,200 円	Ⅱ種 172,200 円
	高 校 卒	138,699 (140,100) 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	135,927 (137,300) 円	135,600 円	－ 円
	中 学 卒	127,908 (129,200) 円	125,400 円	－ 円

(注) 給料欄の () 内の数字は、減額措置を行う前の金額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	240,600 円	288,400 円	322,100 円
	高 校 卒	205,400 円	240,600 円	288,400 円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円

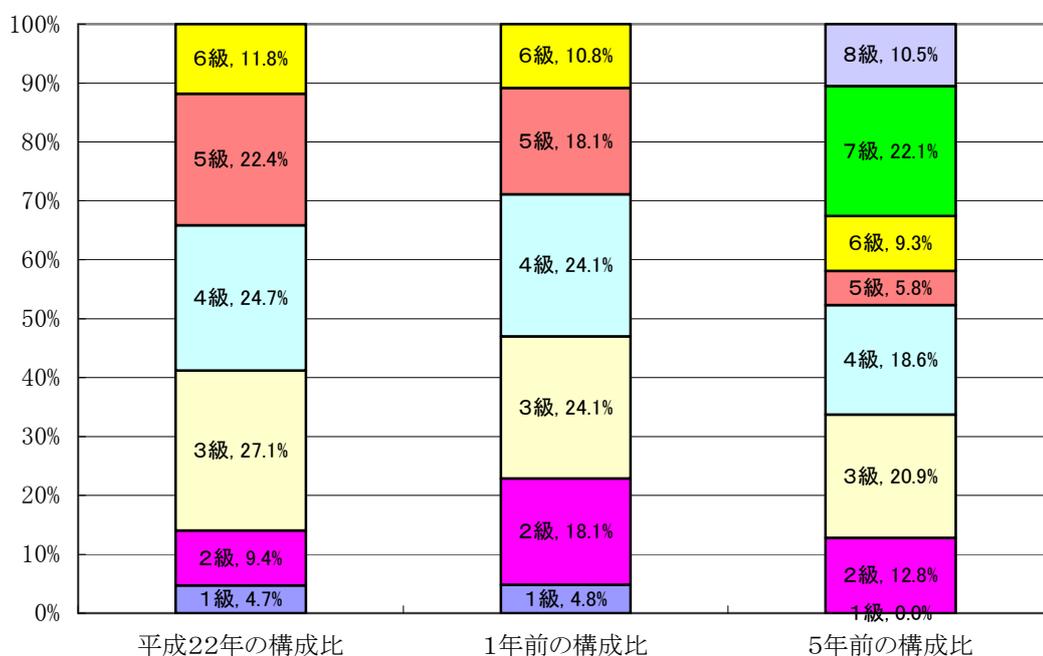
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成22年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	4 人	4.7 %
2 級	主任	8 人	9.4 %
3 級	主査	23 人	27.1 %
4 級	係長	21 人	24.7 %
5 級	課長補佐	19 人	22.4 %
6 級	課長、事務局長	10 人	11.8 %
合計		85 人	100.0 %

(注) 1 山辺町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給日前1年間、良好な勤務成績である場合の昇給の号給数は、4号給を標準にしています。今後は、人事評価制度の導入を行い、昇給への反映を予定しています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

山 辺 町	山 形 県	国
1人当たり平均支給額 (21年度) 1,635 千円	1人当たり平均支給額 (21年度) 1,606 千円	—
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.50) 月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.65 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.25 月分 (0.60) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.50) 月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の階段、職務の級等による加算措置 ・役職加算 6%~15%	(加算措置の状況) 職制上の階段、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の階段、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

基準日 (6月1日及び12月1日) に在職する職員に対し、基準日前6月以内の期間における勤務成績に応じて勤勉手当を支給します。今後は勤勉手当に勤務実績を反映するため、人事評価制度の導入を予定しています。

(2) 退職手当 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

山 辺 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2~20% 加算) ・退職時特別昇給 (勸奨退職時) 4号給			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2~20% 加算)		
1人当たり平均支給額		15,774 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

支給していません。

(4) 特殊勤務手当 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

支給していません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成21年度決算)	24,395 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成21年度決算)	213 千円
支給実績 (平成20年度決算)	21,424 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成20年度決算)	186 千円

(6) その他の手当 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000 円 ・扶養親族たる子、父母 6,500 円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち 1 人については 11,000 円) ・扶養親族たる子のうち満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子には、一人につき 5,000 円加算 	同	—	16,392 千円	227,667 円
住居手当	・借家:家賃に応じた額 (27,000 円限度)	異		4,046 千円	84,292 円
通勤手当	住居から勤務公署までの距離に応じて ①交通機関利用者 限度額 55,000 円/月 ②交通用具使用者 限度額 24,500 円/月	異	交通用具利用に係る通勤距離区分を、国より細分化している。	4,490 千円	64,975 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 給料月額 8.5%	異	特別調整額として給料月額の 10~25%	4,728 千円	429,689 円
休日勤務手当	勤務時間数×勤務 1 時間当たりの給与額×135/100	異	勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法	475 千円	9,896 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した場合 勤務時間数×勤務 1 時間当たりの給与額×25/100	異	勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法	0 千円	0 円
宿日直手当	2,100 円~4,200 円/回	同	—	1,034 千円	4,200 円
管理職特別勤務手当	4,000 円~12,000 円/回	異	4,000 円~18,000 円/回	0 千円	0 円
寒冷地手当	毎年 11 月~翌年 3 月まで 月額 7,360 円~17,800 円	同	—	8,421 千円	67,875 円
災害派遣手当	災害の際に他団体等から派遣された職員に支給 日額 3,970 円~6,620 円			0 千円	0 円

6 特別職の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	656,000 円 (820,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 860,000 円 / 505,000 円	
	副 町 長	571,500 円 (635,000 円)	715,000 円 / 448,000 円	
報 酬	議 長	305,000 円 (310,000 円)	420,000 円 / 218,000 円	
	副 議 長	252,000 円 (255,000 円)	360,000 円 / 174,000 円	
	議 員	237,500 円 (240,000 円)	345,000 円 / 156,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(21年度支給割合) 給料月額に40%を加算 6月期 1.45月、12月期 1.60月 計 3.05 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(21年度支給割合) 給料月額に40%を加算 6月期 1.45月、12月期 1.60月 計 3.05 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	820,000 円×在職月数×56.7/100	22,317,120 円	任期毎
	備 考	635,000 円×在職月数×33.1/100	10,088,880 円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

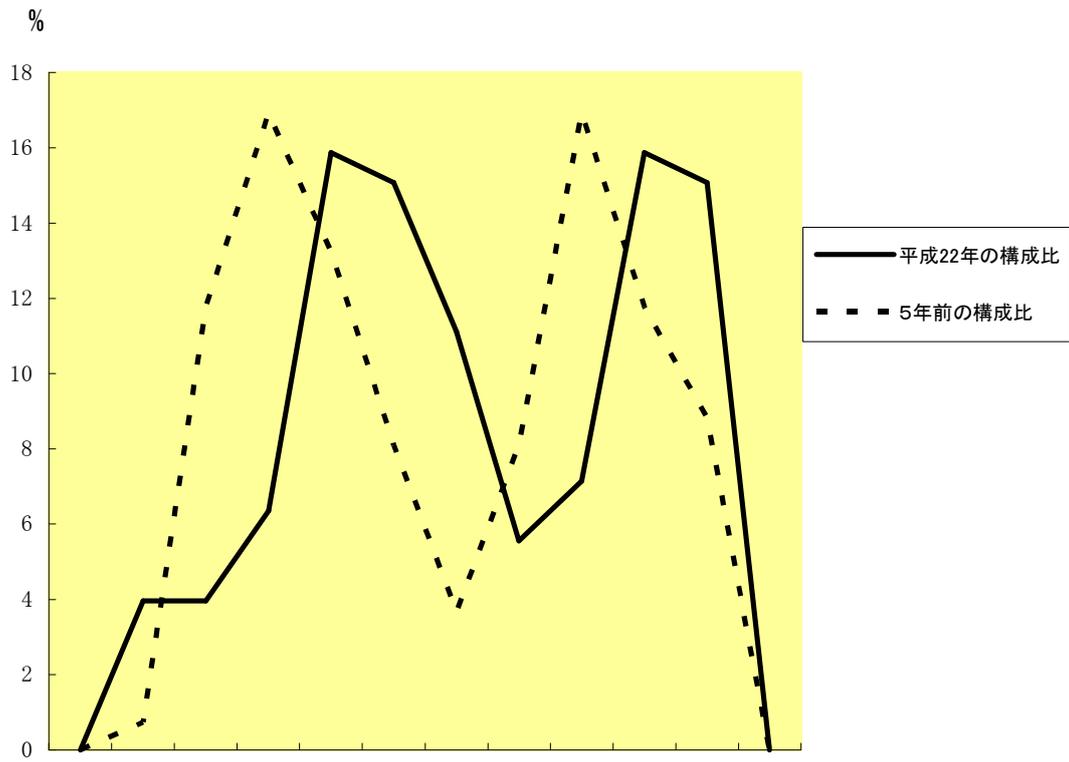
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成21年	平成22年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2		<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業者の課付扱いの取りやめに伴う減 ・ 町民税事務事業の見直しに伴う減
		総 務	35	34	△1	
		税 務	9	8	△1	
		農 水	10	10		
		商 工	2	2		
		土 木	9	9		
		民 生	16	16		
		衛 生	6	6		
	計		89	87	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.58人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 67.45人)
	教 育 部 門		25	27	2	・ 中学校建設事業等に伴う増
消 防 部 門		-	-	-		
	小 計		114	114		<参考> 人口1万人当たり職員数 74.14人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 88.02人)
会 公 計 営 部 企 門 業 等	下 水 道		4	4		
	そ の 他		9	9		
	小 計		13	13		
合 計			127 [147]	127 [147]		<参考> 人口1万人当たり職員数 82.60人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）



20 20 24 28 32 36 40 44 48 52 56 60
 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳
 未 23 27 31 35 39 43 47 51 55 59 以
 満 上

区分	20歳 未満	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60歳 以上	計
職員数	0人	5人	5人	8人	20人	19人	14人	7人	9人	20人	19人	0人	126人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年 間の増減 数(率)
一般行政	98	92	87	87	89	87	△11 (88.8)
教育	27	27	28	27	25	27	0 (0)
消防	-	-	-	-	-	-	- (-)
普通会計 計	125	119	115	114	114	114	△11 (91.2)
公営企業 等会計計	12	15	14	14	13	13	1 (108.3)
総合計	137	134	129	128	127	127	△10 (92.7)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。